



公定価格における処遇改善等加算・使途制限等の検討進む ～「長く働くことができる」職場を構築～

◆9月17日、第18回子ども・子育て会議が開催され、処遇改善等加算や資金の使途制限等のあり方について議論されました。このうち処遇改善等加算については、現行の保育所運営費の民改費における勤続年数の通算対象施設を「児童福祉施設や老人福祉施設等の社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等の勤務年数」等としているところを、新制度の公定価格ではその他の施設・事業における勤続年数も通算対象とし、前歴（職歴）の証明に関する書類の提出を求めて確認する仕組みとする方向で検討が進んでいます。また幼稚園教諭や保育士の平均勤続年数が短い傾向にあるため「長く働くことができる」職場を構築していくことが必要不可欠という観点に基づいて「現行の加算率

このほか施設型給付等における資金使途制限の議論では、特に私立保育所に係る委託費について「委託費として支払われる以上、使途制限を設けるのは当然」「保育士の処遇改善が担保されているのであれば、配当制限をなくすことは当然」などさまざまな意見が出ています。また指導監督のあり方については「社会福祉法人のあり方検討会」の結論を踏まえて「新制度では市町村の責務が増大するため、都道府県からの支援も必要」「各施設に対して多額の公費が入ることになるため、外部監査を実施すべき」といった意見が出されており、今後の議論の推移が注目されます。（参考：内閣府HP）

社福の情報開示の見直し案が示される ～備置き・閲覧、公表書類を追加～

◆9月11日、第3回社会保障審議会福祉部会において、厚労省から社会福祉法人の運営の透明性の在り方に関する論点等が示されました。公益法人等と比較して、備置き・閲覧の対象となる書類、閲覧請求者が限定されていること、財務諸表や現況報告書の公表を通知で義務付けているものの根拠法令がないこと、役員報酬基準や報酬総額等についての公表手法がないことなどを課題に挙げています。これらを解決すべく、閲覧対象書類の追加や閲覧請求者を国民一般とすること、現在通知で義務付けているものを法令上明記すること、公表にあたっては国民が情報を入手しやすいホームページを活用することなどを検討しています。

またすでにご案内しております通り、本年5月29日には「社会福祉法人の認可について」（通知）が改正されて、現況報告書等が統一的な様式に改められました。厚労省では今後の制度改正等に備え、これらの統一された様式を活用し、全社福のデータを収集して各法人の現況や財務状況等についての集計・分析結果を年内に取りまとめることとしています。

厚労省は今後も同会議での検討を進め、具体的な制度設計を年内に決定することとしています。

（参考：厚労省HP／福祉新聞）

情報開示方法の見直しで新たに検討されているもの

- ・現況報告書（備置き・閲覧を追加）
- ・定款（備置き・閲覧）
- ・事業計画書（備置き・閲覧）
- ・役員報酬基準（備置き・閲覧、公表）
- ・役員区分ごとの報酬総額（現況報告書に記載）

前歴通算対象となる施設（検討中）

- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - 保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
 - 小学校等の教育施設
 - 地方単独事業による認可外保育施設
 - 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
 - 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの
- ※このほか、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設、幼稚園に併設された認可外保育施設についても通算対象に追加する方向

介護報酬の地域区分見直しへ ～都は国へ緊急提言を提出～

◆9月3日、厚労省は第107回社会保障審議会介護給付費分科会で、介護報酬における地域区分見直しの方針を示しました。地域区分は平成24年度の介護報酬改定で国家公務員の地域手当に準拠する見直しを行っていますが、今回の見直しは本年8月の人事院勧告における地域手当の見直しを受けて提案されたものです。この改定で大きく変動する地方自治体については、自治体への意見徴取を行ったうえで必要な経過措置をとることとしています。

長期的な課題である介護人材の確保については、その持続可能性を確保する観点から、量的確保のみならず、質的確保及びこれらの好循環を生み出すための環境整備の三位一体の取組を進めていくことが重要であるとし、それぞれの施策に力を入れていくようです。

また12日には東京都が厚労省老健局長あてに「介護報酬改定等に関する緊急提言」として介護保険制度の見直しや次期介護報酬改定等についての提言書を提出しています。提言書では、介護報酬改定については「地域区分の割当ては国家公務員の地域手当等の地域加算を単に横引きせず、大都市の人件費、物件費の高さ等に鑑みて地域の実情を踏まえた設定を可能とすること」や、介護職員の処遇改善に対する財源措置については「キャリアパスを評価する仕組みを含めて介護報酬の基本部分に組み込むなど、恒久的なものとする」等が要望されています。

今回の会議で介護報酬改定の総論についての議論は終了とし、10月からは改定に向けた各論の議論が予定されています。（参考：厚労省HP／東京都HP／CBニュース）

人材の参入促進策

- ・マッチング強化・修学支援
- ・人材の開拓・イメージアップ

資質の向上に向けた施策

- ・キャリアパスの確立
- ・キャリアアップ支援

環境改善に向けた施策

- ・処遇改善
- ・労働環境改善